

第 4 編 合併処理浄化槽設置整備事業

第 1 章 合併処理浄化槽設置整備事業の概要

本市においては、生活雑排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化を防止することを目的として合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行っています。

1. 事業の変遷

昭和 63 年 4 月	合併処理浄化槽設置者への補助の開始（下水道認可区域外）
平成 5 年 4 月	下水道認可区域内の市単独補助も開始
平成 8 年 2 月	国の生活排水対策重点地域に指定を受ける
平成 9 年 8 月	下水道認可区域内の補助を区域外の半額（市単独）とし、整備予定 2 年以内を補助対象外
平成 10 年 8 月	市街化調整区域の既存建築物に特別加算措置開始
平成 13 年 4 月	特別加算措置を普及促進加算と改め、対象区域を下水道認可区域外に拡大
平成 24 年 4 月	下水道法一部改正により公共下水道認可区域を公共下水道事業計画区域に変更
平成 25 年 4 月	市単独補助を廃止し、転換補助の対象区域に下水道事業計画区域内で 7 年以上の区域も追加
令和 3 年 4 月	国の交付金基準額の改定に伴い、補助額を改定。併せて、転換補助に関して、申請者及び同居者全員が 65 歳以上であり、市民税が非課税である場合に加算措置
令和 5 年 4 月	国の交付金基準額の改定に伴い、補助額を改定。

2. 合併処理浄化槽設置補助金額（令和5年度）

補助対象区域		下水道事業計画区域外 及び 下水道事業計画区域内で7年以上の区域 (数字は公共下水道施工予定年度までの期間)	
建築物 対象	10人槽以下	専用住宅・地区集会所・併用住宅（※1）	
	11～50人槽	専用住宅・併用住宅	
補助の種類		新築補助金 (新築・改築・増築)	転換補助金 (汲み取り式便所又は 単独処理浄化槽からの転換)
浄化槽の 大きさ	5人槽	180,000円	540,000円 (594,000円 ※2)
	6～7人槽	231,000円	642,000円 (706,000円 ※2)
	8～50人槽	292,000円	765,000円 (841,000円 ※2)

※1 併用住宅：延床面積の1/2以上を自己の居住の用に供し、非居住用床面積が50㎡以下の建築物

※2 申請者及び同居している者全員が65歳以上であり、市民税が非課税である場合は補助限度額が増額

3. 近年の補助基数・補助事業費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新築補助基数	148	103	102
転換補助基数	14	9	25
市単独補助基数	11	11	11
合計（基）	173	123	138
補助事業費（千円）	40,664	28,125	36,796

第 2 章 保健所政令市移行に伴う業務

平成20年4月1日、四日市市が保健所政令市に移行したことに伴い、浄化槽に関する次の業務を三重県より権限委譲され、生活排水課で行っています。

1. 浄化槽保守点検業者登録業務

平成20年3月末現在、三重県で登録されていた保守点検業者を3年の有効期限をそのままに四日市市においてみなし登録業者としました。その後、四日市市において、浄化槽の保守点検業者の登録申請・更新事務を行っています。

年度	新規登録	登録更新	登録抹消	年度末現在の登録業者
令和3年度	0	45	2	82
令和4年度	1	15	2	81
令和5年度	1	19	1	80

2. 合併処理浄化槽水質浄化促進業務

平成25年度から、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽に対して維持管理費の補助を行っています。

平成30年度からの下水道使用料改定に伴って補助金額を改定しました。

令和3年度より、下水道事業計画区域の見直し等に伴って、補助金額を改定しました。

補助額：5～6人槽…12,000円、7～9人槽…14,000円、10～50人槽…17,000円

年 度	補助件数	補助金額
令和3年度	4,980件	66,373千円
令和4年度	4,994件	66,606千円
令和5年度	4,976件	66,346千円

